

令和元年7月1日

# 今治市都市計画審議会議事録

都市建設部都市政策課

日 時 : 令和元年7月1日(月) 午後1時30分～午後2時30分

場 所 : 今治市役所 第2別館11階 特別会議室3、4号

議 案 : 議案第1号「会長の選出について」  
議案第2号「副会長の選出について」  
議案第3号「今治広域都市計画道路の変更について」  
報告第1号「今治市都市計画マスタープランについて」

(出席委員)(五十音順)

越智 忍	叶 貴美	近藤 貞明
坂井 克巳 (高橋節哉委員の代理)	島村 裕之 (水本誠委員の代理)	西野 毅
長谷部 眞一	平田 秀夫	松村 暢彦
森田 博	結田 静夫	渡辺 文喜

以上12名

## 午後 1 時 30 分 開 会

### 都市建設部長

ただいまより、令和元年度第 1 回今治市都市計画審議会を開催させていただきます。私、都市建設部長の一色と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会を開催するに当たりまして、委員の皆様が昨年度の任期満了に伴い改選されております。改選に際しまして、皆様にご依頼申し上げましたところ、快くお引き受けいただき、誠にありがとうございます。各界でご活躍されている皆様方からの貴重なご意見、ご指導をいただきながら、当審議会の運営を進めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願いいたします。

なお、本日は、改選後の初会合でございますので、会長及び副会長が不在となっております。会長が選出されるまでの間、私が当審議会の進行を担当させていただきます。また、進行につきましては、お手元の資料「今治市都市計画審議会会次第」に従いまして、進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、招集のご挨拶を申し上げます。日頃より委員の皆様方には、今治市の都市計画行政に関しまして、何かとご指導をいただき、また、お世話になっておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。また本日は、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の審議会は、議案といたしまして、会長及び副会長をご選任いただきました後に、今治広域都市計画道路の変更につきまして、ご審議を賜りたいと存じます。その後、報告案件といたしまして、今治市が昨年度から検討を進めております、今治市都市計画マスタープランについて、中間報告をさせていただきたいと思っております。本日は、委員の皆様には忌憚りの無いご審議をお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

これより先は、着座にて進めさせていただきます。それでは、会の進行に移らせていただきます。改選後の初会合でございますので、僭越ではございますが、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

### (委員紹介)

### 都市建設部長

また、本日は、今治商工会議所副会頭の眞鍋次男様、越智今治農業協同組合代表理事理事長の黒川俊継様、今治市議会議員の松岡一誠様が、所用のため欠席されております。したがって、ただいまの出席委員の数は 12 名でございます。

当審議会条例にあります、開催に必要な定員である過半数を満たしておりますので、これより、当審議会を開催いたします。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

まず、議案第 1 号「会長の選出について」でございます。事務局よりご説明申し上げます。

**都市政策課長**

都市政策課長の山本でございます。よろしくお願いたします。座ったままで、ご説明させていただきます。

審議会の会長の選出につきましては、今治市都市計画審議会条例第5条第2項に、「会長は、学識経験のある者につき委嘱された5名の委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。」と規定されております。

**都市建設部長**

以上で説明が終わりましたが、いかがお諮りいたしましょうか。

**A委員**

私は、愛媛大学の松村先生を会長に推薦したいと思います。松村先生におかれましては、いろいろな都市の都市計画審議会委員を歴任され、都市計画のスペシャリストとしてご活躍されていると聞いております。今治市の都市計画におきましても、先生の知識や経験をもって、より良いものにしていただきたい、良い方向に持って行っていただきたいと思っております。したがって、松村先生に当審議会の会長をお願いしたいと思います。皆様方がございましょうか。

**都市建設部長**

ありがとうございます。ただいま、A委員より松村委員を会長にのご推薦がございました。松村委員を会長に選任するというごことですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

**委員**

異議なし

**都市建設部長**

異議なしのご発声がございました。ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

**委員**

拍手

**都市建設部長**

それでは、松村委員が会長に選出されました。松村会長、恐れ入りますが、会長席にお移りいただきたいと存じます。

それでは、松村会長より就任のご挨拶をいただきたいと存じます。

#### 松村会長

ただいま会長に選出していただきました松村と申します。よろしく申し上げます。私、専門分野が工学の都市計画とか交通計画を専門としている人間でして、今治のことにつきましても少なからず関心を持ってまいりました。今治の根幹となる都市計画道路はほとんど出来上がりつつあると思っておりますが、これからそれらの資産をいかに使っていくのかということ、それと併せて観光であったり、中心市街地の活性化であったり、そういうところといかに連携してくるのかというのがこれから大きな課題であると思っております。今治市ですと私も現在、地域公共交通網形成計画という行政計画にも支援させていただいております。これからの今治の50年を作っていくということにつきましては、この都市計画審議会の役割は非常に大きいと思っておりますので、是非皆様の協力を頂戴しながら進めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 都市建設部長

ありがとうございます。それでは、今治市都市計画審議会条例第6条第1項によりまして、松村会長に議事進行をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

#### 松村会長

それでは早速ですが、これより議事を進めてまいります。まず、議事録署名人の指名をさせていただきます。越智委員と結田委員のご両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、議事録の公開についてお諮りいたします。今治市の「附属機関等に関する基本指針」により、議事録については原則公開とし、会議終了後、市のホームページに掲載するとしておりますが、委員の皆様自由に発言していただくために、発言者の氏名については公表しないとしたいのですが、いかがでございましょうか。

#### 委員

異議なし

#### 松村会長

はい。それでは、議事録については、発言される方の氏名を伏せて、一部公開とさせていただきます。

それでは、議案第2号「副会長の選出について」に移ります。副会長の選出につきましては、今治市都市計画審議会条例第5条第3項に「副会長は委嘱された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。」と規定されております。副会長の選出につきましては、いかがお諮りいたしまししょうか。

#### A委員

私は、弁護士の近藤先生を副会長に推薦したいと思います。近藤先生は、法律の専門家として、豊富な経験や卓越した見識をもとに、今までにも今治市の都市計画に携わってこられ、

また、当審議会の会長もご経験されるなど、本市のまちづくりに多大なご貢献をされています。したがって、近藤先生に当審議会の副会長をお願いしたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

**松村会長**

ただいま、近藤委員を副会長にとの推薦がございましたが、いかがでしょうか。

**委員**

異議なし

**松村会長**

ご賛同いただける方は、拍手をお願いいたします。

**委員**

拍手

**松村会長**

それでは、近藤委員が副会長に選出されました。近藤副会長、こちらの席にお移りいただきまして、一言、就任のご挨拶をお願いいたします。

**近藤副会長**

副会長に選任していただきました近藤です。肩書きばかりは弁護士と偉そうにしていますが、それほど大した経験があるわけでもございませんので、会長のお仕事を邪魔しないように支えながら円満な議事、あるいは活発な議論のお手伝いができたらと思います。よろしく申し上げます。

**松村会長**

ありがとうございました。それでは、議案第3号「今治広域都市計画道路の変更について」に移ります。事務局より説明をお願いします。

**都市政策課長**

座ったままで、ご説明させていただきます。計画内容の説明につきましては、前方のスライドで行いますので、スクリーンをご覧くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号「今治広域都市計画道路の変更について」ご説明いたします。

本議案は、今治広域都市計画道路の内、1・3・1今治小松線、3・4・47別名矢田線の2路線について変更するものでございます。都市計画の決定権者でございますが、今治小松線は愛媛県、別名矢田線は今治市となっております。

まず、道路名称の前に記載されている番号でございますが、区分番号、規模番号、一連番号の順となっております。

区分番号の1は自動車専用道路、3は幹線道路を示しております。また、規模番号でございますが、幅員の範囲を示す番号となっております、計画幅員が22mの今治小松線は3番、計画幅員が16mの別名矢田線は4番となっております。また、一連番号につきましては、区分番号ごとに付けられております、一連の番号となっております。

こちらが、「位置図」、でございます。赤色でお示しする路線が、「今治小松線」です。自動車専用道路である今治小松自動車道の今治市区間となっております。青色でお示しする路線が、「別名矢田線」です。今治小松線と並走する区間があり、その区間については、今治小松線の側道を兼ねた路線となっております。

それでは、各路線の概要および変更理由についてご説明いたします。まず初めに、今治小松線でございますが、四国縦貫自動車道と西瀬戸自動車道を連絡する今治小松自動車道の一環として整備が進められている、延長約11,550m、計画幅員22mの自動車専用道路でございます。今治市小泉（今治IC付近）を起点、今治市孫兵衛作（西条市境）を終点とし、平成3年12月に高速交通ネットワークの一端を担う高規格道路として都市計画決定されました。平成3年12月の都市計画決定後、工事実施と平行して、道路規格の見直しや縦断計画の変更、橋梁部・トンネル部の詳細設計等が行なわれ、現計画との差異が生じたため、今回、都市計画の変更を行うものでございます。

続きまして、別名矢田線でございますが、今治小松線と一体的に機能する幹線道路網の一つとして整備が進められている、延長約2,310m、計画幅員16mの幹線街路でございます。今治市高橋（国道317号）を起点、今治市矢田（国道196号）を終点とし、平成3年12月の今治小松線の決定に併せ、都市計画決定されました。平成3年12月の都市計画決定後、内容変更を2回行っておりますが、今回の今治小松線の変更に伴い詳細設計を行った結果、法面部及び交差点の形状が変更となったため、都市計画の変更を行うものでございます。こちらが、今治小松線の計画書の写しでございます。お手元の資料1ページの右側にも掲載しておりますので、ご確認ください。

区域の延長は、約11,550m、車線数は4車線、幅員は22mでございます。中段に構造形式による内訳を示しております。嵩上式が3つの区域を合わせ約7,500m、地下式が約420m、地表式が約3,630mとなっております。表の内、赤色でお示ししております数値等が、今回変更となった箇所でございます。構造形式でございますが、嵩上式とは、道路が高架橋構造となっている区間、地下式とは、トンネル構造の区間、地表式とは、平面構造となっている区間を示しております。こちらが別名矢田線の「計画書の写し」でございます。表の内、区域の延長は、約2,310m、構造形式は地表式、車線数は2車線、幅員は16mでございます。なお、別名矢田線につきましては、都市計画幅の変更のみとなっておりますので、計画書の変更はございません。

続きまして、「1・3・1 今治小松線」の変更内容についてご説明いたします。こちらは、今治小松線の総括図でございます。お手元の資料2ページにも掲載しておりますので、ご確認ください。総括図には、主な変更箇所を赤枠で示しております。まず、工区全体の変更といたしまして①土工区間の変更がございます。また、②に示します非常駐車帯位置の変更、③の1及び2に示します橋梁部路肩幅員の変更、④に示しますトンネル幅員及び都市計画

幅の変更、⑤に示します今治湯ノ浦インターチェンジの変更、以上が主な変更点となっております。それでは、①から⑤の変更内容につきまして、具体的にご説明いたします。

まず初めに、①土工区間の変更についてご説明いたします。1つ目の理由といたしましては、現況道路の機能復旧を目的に側道を設置したことで、切土部分が増加したことによるものでございます。2つ目は、コスト縮減のため、縦断計画の変更をしたことで、盛土部分が減少したことによるものでございます。

こちらは、切土部分が増加した個所の代表的な断面でございます。青色でお示したものが、現都市計画幅、赤色でお示したものが変更後の都市計画幅となっております。

こちらは、盛土部分が減少した個所の代表的な断面でございます。同じく、青色でお示したものが、現都市計画幅、赤色でお示したものが変更後の都市計画幅となっております。

続きまして、②非常駐車帯位置の変更について、ご説明いたします。非常駐車帯の設置につきましては、こちらの総括図に赤色で示しております、蒼社川橋外高架橋が対象となっております。現計画では、非常駐車帯の設置間隔を200mとしておりますが、平成16年に改定された「道路構造令の解説と運用」では、標準の設置間隔が500mとなっておりますので、その基準を採用し、非常駐車帯の設置間隔を変更しております。

続きまして、③橋梁部路肩幅員の変更でございます。同じく、平成16年に改訂された「道路構造令の解説と運用」では、長大橋の運用基準が変更されております。基準改訂に伴い、新たに長大橋に分類された橋梁は、こちらの総括図に赤色で示しております、高大寺川橋と朝倉第4高架橋の2橋でございます。現計画では、橋長100m以上のものを長大橋としておりましたが、基準改訂後は橋長50m以上のものが長大橋と分類されております。それに伴い、対象となる2つの橋の路肩幅員を2.5mから1.75mに変更しております。

続きまして、④トンネル幅員及び都市計画幅の変更でございます。今回の変更では、平成30年度の事業再評価における、計画交通量の見直しにより、道路区分を第1種2級から第1種3級へと変更しております。標準的な箇所における幅員構成の変更はありませんが、トンネル部についてのみ、路肩幅員を1mから75cmへと変更しております。また、都市計画幅におきましては、現計画ではトンネル幅までとしておりましたが、詳細設計によりトンネルの補強としてロックボルトの施工が必要となりましたので、ロックボルト及び余裕幅を含めた都市計画幅に変更しております。

最後に、⑤今治湯ノ浦インターチェンジの変更でございます。現計画では、東予丹原インターチェンジ方向のハーフランプとして計画しておりましたが、現在の交通需要予測を踏まえ、また、インターチェンジの利便性の向上を目的に、フルランプへと変更しております。以上が、今治小松線の主な変更内容でございます。

続きまして、「3・4・47 別名矢田線」の変更内容につきましてご説明いたします。こちらは、別名矢田線の総括図でございます。お手元の資料5ページにも掲載しておりますので、ご確認ください。総括図には、変更箇所を赤枠で示しております。①に示します切土部分の増加、②に示します交差点周辺区域の変更が主な変更点となっております。

それでは、2つの変更内容につきまして、具体的にご説明いたします。まず初めに、①切土部分の増加でございますが、今治小松線の変更に伴う詳細設計により、法面形状が確定したことによるものでございます。図の内、桃色が現決定の区域、赤色が今回追加する区域を

示しております。こちらは、切土部分が増加した個所における、代表的な断面でございます。現計画では、都市計画幅を道路幅のみとしておりましたが、切土部分を含めた幅に変更しております。

次に、②交差点周辺区域の変更でございますが、同じく詳細設計により、平面交差する市道との交差点形状が確定したことによるものでございます。こちらが、交差点の詳細な平面図でございます。図の内、桃色が現決定の区域、赤色が追加する区域、黄色が廃止する区域を示しております。本線と市道日高中央線および市道別名高橋線が交差する箇所におきまして、交差点形状を見直したため、今回の詳細設計に基づき都市計画区域を変更しております。以上が、別名矢田線の主な変更内容でございます。

最後になりましたが、今後の手続きについてご説明いたします。今後の手続きにつきましては、愛媛県決定である今治小松線と今治市決定である別名矢田線を同時進行で進めてまいります。なお、こちらの表の中で、赤色の破線でお示しております、愛媛県都市計画審議会につきましては、愛媛県決定である今治小松線のみが対象となっております。本日の都市計画審議会でご審議いただき、今後の進め方等についてご承認いただいた後、広報等により広く住民へ周知し、8月6日に都市計画素案の説明会を予定しております。その後、公聴会の開催、都市計画案の縦覧など、都市計画変更に向けた諸手続きを進めていく予定でございます。また、9月3日に予定しております公聴会でございますが、8月13日までに公述申出書の提出がない場合は中止となります。なお、両路線共に年度内の都市計画決定を目標としております。

以上で、議案第3号「今治広域都市計画道路の変更について」ご説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

#### 松村会長

ありがとうございました。以上で、事務局の説明は終わりました。

内容としまして今治小松線は側道ができるということで計画区間が変わってくるとか、基準の変更で非常駐車帯の設置間隔や路肩の幅員が変わるということ。あとは利便性を高めるためにインターチェンジをハーフランプからフルランプに変更ということでした。また、別名矢田線では同じように具体的に詳細設計が決まってきたので、切土区間部分を都市計画幅として設定するというのと、交差点形状が変更したということでしたが、何かご質問、ご意見はございませんか。

それでは、特にご意見がないようですので、本議案につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

#### 委員

異議なし

## 松村会長

それでは、議案第3号「今治広域都市計画道路の変更について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告第1号「今治市都市計画区域マスタープランについて」に移ります。事務局より説明を求めます。

## 都市政策課長

座ったままでご説明させていただきます。引き続き、説明は前方のスライドで行いますので、スクリーンをご覧くださいませよう、お願いいたします。

それでは、報告第1号「今治市都市計画マスタープランについて」ご説明いたします。

まず初めに、都市計画マスタープランについてでございますが、都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを示しております。また、上位計画となる市町村の基本構想および、県が策定する都市計画区域マスタープランに即して、市町村が定めるものとなっております。

都市計画マスタープランの主な内容でございますが、都市計画法第18条の2に基づき、住民に最も近い立場にある市町村が、住民の意見を反映し、まちづくりの将来ビジョン、地区別のあるべき市街地像、土地利用や都市施設の整備方針などを長期的な視点に立って定めるものとなっております。

現在の今治市都市計画マスタープランは、平成21年3月に策定されてから、本年度で約10年が経過しようとしております。その間、人口減少や少子高齢化の進行など、今治市を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。そのようなことから、今後の今治市のさまざまな環境の変化に対応するため、昨年度より改定へ向けた作業を進めております。

それでは、策定スケジュールについてご説明いたします。まず、平成30年度でございますが、昨年5月23日に開催されました今治市都市計画審議会におきまして、マスタープラン検討委員会の設置に関する承認をいただいております。その後、愛媛大学社会共創学部の羽鳥准教授を委員長とする検討委員会を設置し、昨年度は委員会を2回開催いたしました。

内容としましては、都市づくりに関する市民意向調査をもとに、今治市の現状を踏まえた課題の抽出などを行いました。

こちらが、本年度のスケジュールでございます。まず、本日の審議会でございますが、昨年度実施した検討内容等についてご報告いたします。また、本年度は検討委員会の開催を3回予定しております。将来都市構造や全体構想、地域別構想等について検討し、都市計画マスタープランの原案を策定する予定でございます。

来年度は、法手続きを予定しております。パブリックコメントや住民説明会を開催し、今治市都市計画審議会にて承認をいただいた後、都市計画マスタープランの公表を行いたいと考えております。

続きまして、今治市都市計画マスタープランの対象区域と目標年次についてご説明いたします。まず、対象区域でございますが、都市施設や用途地域など、都市計画に関する内容につきましては都市計画区域を対象としております。しかしながら、本市のまちづくりを考

えるうえでは、市域全体の一体的な取り組みが必要となるため、将来都市構造や地域別構想におきましては、島しょ部を含めた都市計画区域外についても検討を行います。

目標年次につきましては、令和12年（2030年）としております。

それでは、昨年度実施いたしました市民意向調査の結果についてご説明いたします。今回のアンケート調査は、市民と事業者を対象に実施いたしました。なお、今回ご報告させていただく内容につきましては、調査結果を抜粋したもので、主な項目についてとりまとめたものでございます。

まず初めに、市民アンケート調査結果についてご説明いたします。市民アンケートは、今後のまちづくりのあり方や施策等の検討に向けた基礎資料とするため、市全域並びに地区の現状やまちづくりへの意向・問題点を把握することを目的として実施いたしました。

調査対象といたしましては、18歳以上の市民3,000人について、無作為に抽出しております。配布3,000票に対し、有効回収数1,288票で、回収率は42.9%となっております。

それでは、調査結果についてご説明いたします。スライドの図表につきましては、お手元の資料9、10ページにも掲載しておりますのでご確認ください。

まず初めに、「居住環境の現状」でございます。「現在住んでいる地区についての住みやすさ」については、約8割の方が「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」と回答しております。一方で、生活環境の評価をみると、「公共交通」、「歩行者・自転車空間」、「災害や交通事故などの安全性」、「バリアフリー環境」といった項目について、満足度が低くなっております。

続きまして、「土地利用上の課題」でございます。左側のグラフは市全体をとりまとめた結果になっております。「公共交通の利便性が悪い」という回答が最も多く、次いで「空き家の増加」、「耕作放棄地の増加」、「手入れが行われていない自然環境の増加」という順になっております。

続きまして、「買い物や通院などの日常生活に関する項目」でございます。ここでは、日常生活における主な行き先について質問しております。主な行き先としては、約4割の方が「現在住んでいる地区内である」と回答しております。また、「地区外」であっても、約9割の方が行き先として旧今治市と回答しております。また、交通手段ですが、「自分または自分以外が運転する自家用車」という回答が最も多く、自家用車に依存しているということが伺えます。

続きまして、「今後のまちづくりの方向性」について質問しております。今後の市街地のあり方については、「新しい市街地の整備」といった回答よりも、「既存の市街地や集落内の空き家・空き地などを活用して、現状の市街地を維持していくべき」との回答が多く、過半数を占めておりました。

続きまして、「今後の産業用地のあり方」について質問しております。産業用地につきましては、6割以上の方が、「高速道路の利用に便利な場所等の市内の適地」あるいは「既存の市街地・集落内の低未利用地を活用する」など、「産業用地を確保すべきである」と回答しております。また、「インフラ施設」につきましては、多くの方が、「今後は必要な施設のみを整備し」、「既存の施設は長寿命化を図り、長く使っていく」あるいは「民間の技術や資金を活用」、「利用率の低いものは廃止していくべき」と回答しております。

また、「今後の農地のあり方」につきましては、「農業関連施設」あるいは「幹線道路沿道などの用途や場所に依じて農地を転用してもよいのではないか」という意見がありました。一方では、「今ある農地を保全するほうがよい」といった意見も比較的多くありました。

最後に、保全すべき環境や景観について質問しております。5割以上の方が「山並みや海浜、河川などの自然環境」あるいは「しまなみ海道やその沿線地域の景観」と回答しております。

以上が、市民アンケート調査結果の概要でございます。

続きまして、事業者を対象に行ったアンケートの結果についてご説明いたします。事業者アンケート調査は、市内に工場・倉庫などの事業所を有する事業者の方を対象に、事業活動に関する現状及び問題点を把握することを目的として実施いたしました。調査対象は、今治市内に事業所を有する事業者で、製造業・運輸業の600社といたしました。配布600票に対し、有効回収数212票で、回収率は35.3%となっております。

それでは、結果の概要についてご説明いたします。同じく、スライドの図表につきましては、お手元の資料11ページにも掲載しておりますので、ご確認ください。

まず初めに、「事業を営むにあたっての課題」でございます。左側のグラフは、全体の意見を取りまとめたものですが、多くの事業者が「人材の確保が困難である」と回答しております。また、右側のグラフは事業所の位置する区域ごとに集計したものです。市街化調整区域の事業所では「土地利用の規制による建物の制限等により、事業所の建替えや敷地の拡張ができない」との回答が比較的多くありました。

続きまして、「今後の事業活動」について質問しております。左側のグラフは、事業所の位置する区域ごとに、今後の事業規模について集計したものです。最も多かったのは赤色の「現状維持」となっておりますが、それに次いで青色の「現在の事業規模を拡大したい」との回答も比較的多くありました。

最後に、今後の事業計画で、市外への移転について質問しております。約9割の事業者は「市外への移転は考えていない」と回答しております。

以上が事業者アンケート調査結果の概要でございます。

続きまして、今治市の現状についてご説明いたします。こちらにつきましても、主な項目についてとりまとめたものでございます。また、図表につきましては、お手元の資料12、13ページにも掲載しておりますのでご確認ください。

まず初めに、人口の動向についてご説明いたします。今治市の人口は、昭和60年以降、一貫して減少しております。国勢調査の最新のデータでございます2015年では、約15万8千人となっておりますが、減少傾向は今後も継続していくと推計されており、本マスタープランの目標年次である2030年には、約13万人まで減少すると推計されております。一方で、緑色の折れ線グラフで示しております老年人口の割合は、一貫して増加傾向にあり、今後もさらに増加が進んでいくと予測されております。

続きまして、空き家の動向についてでございます。平成27年に実施した空家実態調査の空家率では、島しょ部の空家率が12.7%と最も多く、次いで旧今治市が6.3%となっております。なお、空家数では旧今治市が約4,400件と最も多くなっております。

続きまして、公共施設を取り巻く状況でございます。今治市の多くの公共施設は昭和 47 年頃から平成 7 年頃までに整備されており、築 30 年を経過している建物が全体の 52% を占めております。また、10 年後には、老朽化した施設が、全体の約 76% に増加すると推計されております。

続きまして、中心市街地の状況でございます。平成 27 年に 4 つの旧小学校が吹揚小学校に統合されております。それらの学校跡地は、一部売却や地元利用、市役所の倉庫等として利用されております。

続きまして、産業の動向についてでございます。市内の事業所数・従業者数は減少傾向にあります。本市の主要産業である繊維工業等を含む製造業は、平成 28 年で 975 事業所となっており、昭和 61 年から半減しております。

続きまして、災害リスクについてでございます。こちらの図は南海トラフ地震が発生した場合の震度分布図でございます。本市では、全域で最大震度 5 強から 6 強が想定されており、市域の多くは震度 6 以上となっております。また、地震発生に伴い、臨海部の青色で示しているエリアでは津波被害が予測されております。

続きまして、観光客数の動向と自転車道の状況でございます。今治市では近年、サイクリストの増加に伴う交流人口拡大への対応を図るため、いまばりサイクルシティ構想を推進しており、観光客の受け入れ環境の整備・充実に取り組んでおります。観光客数の推移を見ても、年々増加傾向となっております。

最後に、今治市の地域資源でございます。本市には多様な地域資源が存在しております。自然環境では瀬戸内海国立公園（しまなみ海道）や鈍川溪谷、歴史・文化資源では、能島城跡や大山祇神社といった史跡があります。また、地場産業をみると、今治市を支えてきた造船業、全国的にも有名な今治タオルといった地域を代表する産業も多くあります。さらに、四国遍路や村上海賊については日本遺産に認定されるなど、他の都市には見られないような魅力を十分に持っている都市といえます。

以上が、簡単でございますが今治市の現状でございます。

続きまして、都市づくりの課題についてご説明いたします。都市づくりの課題につきましては、今治市の現状、市民意向調査結果を踏まえて設定しており、5 つの課題を抽出いたしました。具体的な内容についてご説明いたします。

課題 1 は居住の誘導と公共交通ネットワークの維持・確保でございます。今後、人口減少でさらなる市街地の低密度化や既存集落の衰退が見込まれるため、地域コミュニティや各種生活サービスを維持するとの観点から、既存の市街地や集落内へ居住を誘導していく必要があります。また、高齢化率が上昇し、交通弱者の増加が見込まれるため、公共交通ネットワークの維持・確保に取り組む必要があります。

課題 2 は中心市街地における低未利用地の有効活用でございます。中心市街地や今治新都市では、これまでに形成されてきた都市施設を活用し、民間の活力も使った公民連携による活性化に取り組む必要があります。特に、中心市街地においては、学校跡地等の公的不動産の活用により、地域に必要な民間サービスを新たに誘導するなど、公共施設の再編を活性化の契機としてとらえる必要があります。

課題3は産業の振興に資する新規工業地の確保でございます。今後、今治小松自動車道が整備されることを踏まえ、広域交通の利便性を活かした工場・物流施設等の立地を促進し、産業の活性化を図る必要があります。

課題4は災害リスク等を踏まえた都市施設の適切な整備と維持管理でございます。今後も必要な都市施設については引き続き整備を進めていく必要がありますが、老朽化が見込まれている施設については効率的なストックマネジメントを推進していく必要があります。また、南海トラフ地震や近年多発する記録的豪雨等の災害リスクを想定し、都市施設等の耐震化を行うなど、防災機能の強化を戦略的に行っていく必要があります。

課題5は地域資源の保全と活用でございます。自然環境や歴史・文化、地場産業など、地域が有する多様な資源を適切に保全し、地域としての魅力を向上していく必要があります。また、サイクリングに関連する施設の充実や受け入れ体制の整備としまなみ海道を中心とした地域資源を連携させることで、さらなる交流人口の拡大や地域の活性化を促進する必要があります。

以上で、報告第1号「今治市都市計画マスタープランについて」の中間報告を終わらせていただきます。

#### 松村会長

ありがとうございました。それではただ今ご説明いただいた内容につきまして、ご意見はございませんでしょうか。

現行の都市計画マスタープランと比べて今回の都市計画マスタープランで重点が置かれそうだとするところはどこでしょうか。

#### 事務局

現行のマスタープランが拡大型のまちづくりだけということではありませんが、今回のマスタープランでは、集約型のまちづくりであるコンパクト・プラス・ネットワークの考え方をより推進していきたいと考えております。上位計画である愛媛県が策定しております都市計画区域マスタープランにおきましてもコンパクト・プラス・ネットワークの考え方が盛り込まれておりますことから、本市の都市計画マスタープランに関しましてもコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を盛り込んでいきたいと考えておりますのと、やはり災害関係です。南海トラフ地震や、最近大きな被害をもたらしております豪雨災害など、そういう防災面での考え方についても十分に盛り込まれたマスタープランにしていきたいと考えております。

#### 事務局

追加になりますけれど、現行のマスタープランは今治市の都市計画区域内について策定されております。今回策定をしようとしている計画では都市計画区域内はもちろんのこと、

都市計画区域外である島しょ部も含めた形で今治市域全体を計画対象区域ということにしております。そこが策定中の計画と現計画との大きな違いになります。

**松村会長**

全国の市町村で立地適正化計画を策定しているところが多いと思うのですが、現在のところ今治市においても立地適正化計画を作成する方向性なのでしょうか。

**事務局**

立地適正化計画については、現在、本市の都市計画マスタープランを策定中であるということもありますので、どういう方向にもっていくかというのを検討中です。

**松村会長**

霞ヶ関で考えているようなコンパクト・プラス・ネットワークの形だけではないだろうと思います。地方都市においては地域公共交通の充実を進めていく必要はあるのですが、そういいましても東京圏や大阪圏などの充実した公共交通ができるかというところかなり難しいだろうと考えていくと、東京圏で考えられているようなコンパクト・プラス・ネットワークという形だけではないかもしれない。現在様々な地方都市でも立地適正化計画を策定しておりますけども、少し特徴があるようなものも見え始めてきたのかなと思いますので、是非そういうようなものを参考にいただきながら立地適正化計画を策定するかどうかということにつきましても検討いただけたらいいかなと思います。

都市計画を進めていく上で立地適正化計画を策定していないからといったことで不利にならない形で検討いただけたらいいかなと思います。

他にありますでしょうか。なかなか市全域のアンケートというのは機会がないと思いますので、これについてはどうなんだとか、もう少し教えて欲しいということがあれば是非お願いします。

ではもう一つ。地方創生で小さな拠点というのが進められてきたと思いますが、今治市内で道の駅などの小さな拠点の事例はありましたでしょうか。

**事務局**

小さな拠点についてはまだ詳しく考えられていません。

**松村会長**

都市計画区域外についてもマスタープランで地域別構想を定めていくということで、庁内横断的な形で進められたほうがいいかなと思います。小さな拠点もひとつの事例で、そういうような部署で進められているような施設整備であったりとか、利用の活性化であったりとか、そういうものも是非都市マスに盛り込むような形で記述いただけると都市計画に

関するところだけでないいろいろな部署が参照いただける計画になるのではないかなと思います。

**事務局**

ありがとうございます。

**松村会長**

中間報告ということですので、また改めてご報告があらうかと思いますが、今後の今治市の都市計画マスタープランですので、是非注視していただきまして、ご意見等ございましたら事務局のほうにおっしゃっていただけたらと思います。

**B委員**

議案第3号と報告第1号の議事ではないのですが、この機会に少し教えていただけたらと思います。資料の6ページですが、別名矢田線について、起点が国道317号であるがそこから蒼社川の方に上がるのか、もっと向こうまで進むのかというのが1点、この起点まではいつごろ新設するのかということが2点目、3点目はイオンから下りてきて国道317号にぶつかって朝倉の方に行くところの路線に右折レーンがないので非常に停滞する。イオンが開設してから1年以上が経っていますので、その改善についてどうなっているのかわかる範囲で教えてください。

**道路課長**

今治市道路課です。まず、別名矢田線が国道317号にぶつかるところから先はどうかというところですが、都市計画道路として指定しておりますのは小泉から国道317号線までが別名矢田線としております。ただ国道317号から蒼社川までの間は側道整備としまして今治小松線の事業に合わせ、6mほどの側道が河川を渡らない下道で循環できる様な格好で整備を考えております。蒼社川を渡った桜井側におきましても都市計画決定された路線ではありませんが、今治小松線の側道として整備がされる予定となっております。

続きまして完了予定ですが、まだ用地の買収が全て終わっていない段階ですので、はっきりした回答ができないというところです。

最後の渋滞するという箇所は山手橋のところだと思いますが、これは県の国道317号の改良事業というところで現在右折レーンの買収に取りかかっていたいただいております、ある程度地域も合意されていると伺っております。全く手をつけていないのではなく、改善に向けて進んでいるという状態が今の現状でございます。

**B委員**

ありがとうございました。

**C委員**

2点ありまして、1点目は先生のおっしゃった道の駅ですけども、まさに小さな拠点になりうる施設で裾野の広い分野になってきますので、都市計画区域外になる場合が多い施設ではあるのですが、まちづくりに関しては大変貴重といいますか、インパクトのある施設だと思いますので、今後の検討におかれましては、そういった分野につきましても少しご検討いただけたらありがたいと思います。

それから上位計画がいろいろありますけども、国土強靱化計画の地方地域計画版がこれから市町村単位で動きがあると聞いておりますので、それらとの計画の整合性というところも今後検討が必要かと思っておりますので併せてよろしく申し上げます。

**松村会長**

ありがとうございます。確かに去年水害でもかなり大きな被害がございましたので、そういう意味でも十分社会基盤の整備が必要なのかなというふうに思います。

他にご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。これにて、令和元年度第1回都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時30分 閉 会

**議事録署名人**
